

議案第 11 号

重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例制定について

重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48
年条例第39号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年5月10日提出
木古内町長 鈴木 慎也

重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第4条第1項中「基本利用料、」を削り、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。